

# 起業等スタートアップ支援補助金

**この度、標記補助金の2次募集を開始します。**

(公財)かがわ産業支援財団では、県内での社会的事業における効果的な起業、事業承継又は第二創業を促進し、地域の諸課題の解決を通じた地域活力の向上を図ることを目的に、県内で起業、事業承継又は第二創業を行う者に対して、その起業等に要する経費の一部を補助します。

## I. 交付の対象事業・補助金額

対象事業	補助上限額
地域に蓄積された強みなど、地域資源を生かして、地域活性化関連、子育て支援、健康関連、買物弱者支援、まちづくりの推進などの社会的事業分野(※1)において、地域の課題の解決に資する事業であって、次の要件をすべて満たすものであること ①本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること ③地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと ※1 事業承継者、第二創業者はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に限る。	<b>200万円</b> (補助率 1/2)

## II. 補助対象者

以下、全ての要件を満たす者であること

(1)県内における起業者、事業承継者又は第二創業者であること。

類型	要件
起業者	<b>令和3年4月9日から令和3年12月31日</b> までに、個人開業又は会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)の設立を香川県内で行い、その代表者となる者
事業承継者	<b>令和3年4月9日から令和3年12月31日</b> までに、香川県内において、既に事業を営んでいる会社のSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に関する事業を承継し、その代表者となる者
第二創業者	<b>令和3年4月9日から令和3年12月31日</b> までに、既に事業を営んでいる会社における、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類が異なる業種をいう。)に進出することを目的として、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野に関する事業を、香川県内において分社化により実施し、その代表者となる者

(2)**創業支援塾等(※2)を受講**(交付申請日時時点で未受講の場合、受講の意思があり、補助事業期間の完了日まで(受講)の上、その事実を証明すること。ただし、令和3年4月9日以前の1年間において香川県内外において既に個人開業又は会社の設立を行った者を除く。

※2 (公財)かがわ産業支援財団が実施する創業支援塾、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第26項に規定される特定創業支援等事業として実施される創業塾、創業セミナー、個別指導、個別相談等

(3)香川県内に居住していること、又は、補助事業期間の完了日までに香川県内に居住することを予定していること。

(4)県税を完納していること。

詳細については「起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領」等をご参照ください。

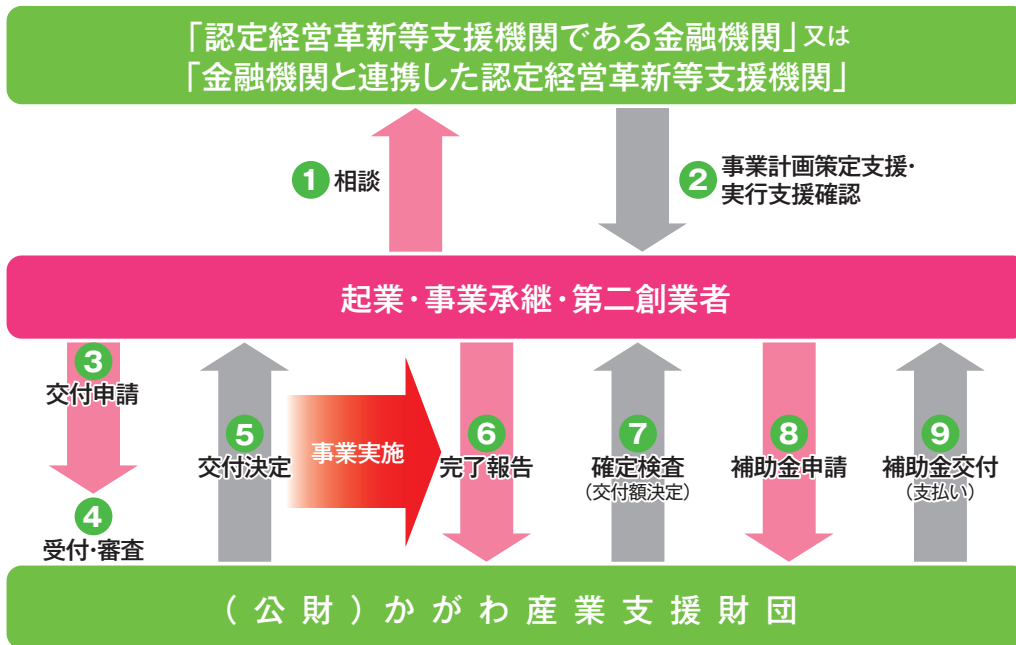
## III. 補助対象経費

人件費	補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金(直接雇用契約を締結した者に限る。)
事業費	店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費等
委託費	事務遂行に必要な業務の一部を第三者に委託した経費

## IV. 公募期間

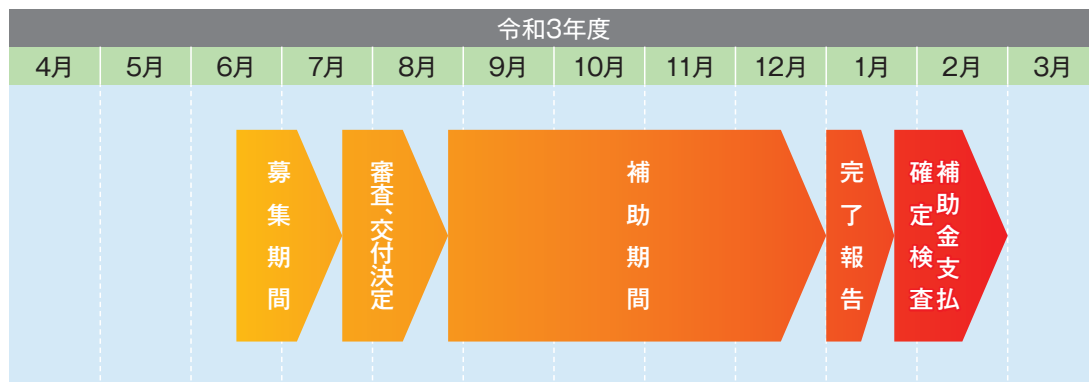
**令和3年6月22日(火)～7月21日(水) 17時必着**

## スキーム図



- 本事業の申請書類の提出に際しては、「認定支援機関である金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関」による事業計画策定支援及び事業計画実行支援の確認が必要となります。
- 「認定経営革新等支援機関」については、中小企業庁のホームページによりご覧いただけます。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

## 申請から補助金交付までの流れ



※全体スケジュールは予定のため、申請状況等によりスケジュールが前後する場合があります。

申請書の草案を早期にご提出いただくことで、申請要件等の事前確認を行うことができ、より円滑な受付処理が期待できますので、募集期限の1週間前を目途に草案を財団担当者にご提出ください。

### 申請手続きについて

申請についての詳細条件や必要書類は、「起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領」及び「起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）募集要領」をご確認ください。募集要領や交付申請書様式等の関係書類は、財団のホームページからダウンロードできます。  
[\(https://www.kagawa-isf.jp/\)](https://www.kagawa-isf.jp/)

### 申請書類提出先、お問い合わせ先

(公財)かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課(※)  
 〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階  
 TEL:087-840-0391 FAX:087-869-3710

(※)提出方法は、郵送又は持参に限ります。(FAX・メール等による提出は不可)